

久喜市議会
平成29年2月定例会
議員提出議案質疑通告

平成29年3月7日（火）

質疑通告者一覧

【議員提出第 3 号 議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例】	
通告第 1 号 猪股 和雄 議員	1

議員提出第3号

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する
条例

○ 通告第1号 猪股 和雄 議員

(1) 第3条 「必要があると認める時は、議決により意見を述べることができる」とあるが、どのような手続きによって行うと想定しているか。

たとえば、報告後に動議によって「議決」するか。

(2) 報告に疑義があり、質疑の希望がある場合に、どうしたらよいと考えるか。

(3) 第3条の手続きについて、今後、議会で協議しなければならないと考えるが、見解を伺う。